

独立行政法人大学評価・学位授与機構
平成23年度選択的評価事項に係る評価申請要項

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成23年度に実施する選択的評価事項の評価に関する申請の手続等は、次のとおりです。

1 申請の資格

機構が平成23年度に実施する大学機関別認証評価を申請する大学とします。

2 申請手続等

- (1) 申請は、平成22年9月30日（木）までとします。
- (2) 評価を希望する大学は、「選択的評価事項に係る評価申請書」（別添様式）を作成し、機構へ郵送により提出してください。
- (3) 機構は、評価を希望する大学からの申請書受理後速やかに当該大学に対し申請受理通知書を送付します。

3 評価手数料

- 評価を実施するに当たって、「選択的評価事項A 研究活動の状況」についてのみ、評価手数料を徴収します。

（平成22年度現在）	
基本費用	500,000円
1学部・研究科当たり	200,000円

- (1) 平成23年度に実施する「選択的評価事項A 研究活動の状況」に係る手数料については、確定次第、対象機関に通知します。
- (2) 基本費用には、1学部・研究科分の評価手数料を含みます。
- (3) 独立大学院の研究科については、1学部・研究科当たりの評価手数料を徴収します。
- (4) 附置研究所については、1学部・研究科当たりの評価手数料を徴収します。
- (5) 専攻科・別科に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれます。
- (6) 学部又は学科の教育研究に必要な施設として置くことが必要な附属施設に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれます。

- (7) 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれます。ただし、当該研究科が独立大学院の研究科の場合は、1学部・研究科当たりの評価手数料を徴収します。
- (8) 専門職大学院の研究科に係る評価手数料については、上記評価手数料の中に含まれます。
- (9) 学部（研究科）には、学部（研究科）以外の基本組織を含みます。

4 評価手数料の払込

- (1) 機構は、評価を申請した大学（以下「申請大学」という。）に対し、請求書を平成23年4月末日までに送付します。
- (2) 申請大学は、平成23年6月30日（木）までに機構の指定する銀行口座に評価手数料を振り込んでください。その際の振込手数料は、申請大学の負担とします。

5 評価の実施等

機構は、申請大学からの自己評価書の提出及び評価手数料の払込確認後、当該大学の評価に着手します。

評価結果は、評価報告書として、申請大学及びその設置者に提供するとともに、機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、その際、評価結果とともに、申請大学から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトに掲載することとしています。

6 その他

- (1) 申請大学が、やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合には、事前に機構と協議をお願いします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、機構が別に定めます。

7 申請書送付先

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人大学評価・学位授与機構 評価事業部評価第1課認証評価第2係
--

※ 封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価申請書・選択的評価事項に係る評価申請書在中」と朱書きしてください。